

子支第 51号
令和2年4月21日
(子育て支援課扱い)

各私立幼稚園設置者
各公私立幼保連携型認定こども園設置者
各公立幼稚園型認定こども園設置者 } 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園
の対応について（通知）

令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が本県を含む全国に拡大され、4月17日、本県においては、4月22日から5月6日まで、県立学校等への臨時休業のお願いが行われたところです。

幼稚園については、保育所と同様、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、専門家の意見、本県における感染状況等を踏まえ、休業の要請を行わなかったところです。

一方、幼稚園は、預かり保育等を通じて保護者の就労等により保育の必要性がある子どもの受け皿になっていることを踏まえ、感染の防止のため、保育所と同様に、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いすることなども考えられます。

設置者におかれては、このことも踏まえ、地域の感染状況等を踏まえつつ、保護者に対し、登園の自粛要請などを行うことを検討して下さるようお願いいたします。

あわせて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組も検討して下さるようお願いいたします。

また、改めて感染防止等の取組を徹底していただくようお願いいたします。

なお、これまでの国の関係通知等について、県のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

【県ホームページ】

①新型コロナウイルス感染症に関する情報

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/covid19.html>

②新型コロナウイルスに関する情報について（認定こども園、幼稚園、保育所等、児童クラブの皆様へ）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae32/documents/koronakansentaisaku.html>

<問合せ先>

くらし保健福祉部子育て支援課

認可・指導係 電話 099-286-2553